Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年4月10日自動車局安全政策課

トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督*する際、各社の運行実態を 考慮し、各社の独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアル を活用していただけるよう周知していくこととしています。

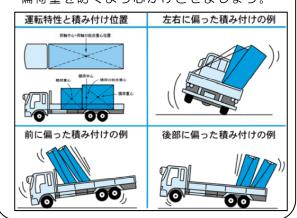
○マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
(自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル)

例. トラック事業者編

ポイント

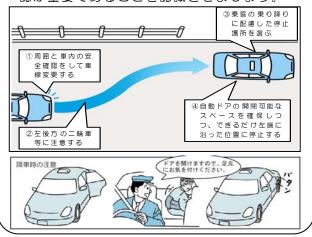
ポイント

偏荷重が発生する要因は、積荷の積み方や 固縛が十分でないために生じる場合、運行 中の荷崩れによって生じる場合がありま す。偏荷重により生じる危険性を認識し、 偏荷重を防ぐよう心がけさせましょう。



乗客の乗降時にドアを開閉する際には、左後 方から自転車や二輪車・原付などが来ない か、乗客が確実に乗降したのかなど、安全確 認が重要であることを認識させましょう。

例. タクシー事業者編



※…自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して、自動車の運転に関し、適切な 指導監督をしなければならないことが義務付けられております。本マニュアルは、告 示で定められた内容をわかりやすく記述したものです。

【問い合わせ】

国土交通省 自動車局安全政策課 諸川、森 TEL 03-5253-8111(内線41622,41623)、 03-5253-8566(直通)